

■障がい者相談支援実施事業所

区分	対象	事業所
A型	主に身体障がいのある方	相談室すきつぷ (アンビシャス) (手稲区西宮の沢6の2、☎669-2222)
B型	主に障がい児や知的障がいのある方	相談室ほぼ (中央区南9西13、☎522-4112) 相談室セーボネス (東区北24東16、☎789-2288) 相談室あゆみ (札幌あゆみの園) (白石区川北2254、☎879-5555) 相談室きらら (豊平区西岡5の14、☎581-3939) 相談室べが (手稲区手稲本町2の3、☎694-5444)
C型	主に精神障がいのある方	地域生活支援センターさっぽろ (中央区大通西19、☎622-1118) あさかけ生活支援センター (東区北33東14、☎733-3808) 支援センターみなみ (豊平区中の島2の1、☎825-1373) 地域生活支援センター手稲 (手稲区手稲本町1の2、☎686-0502)

*区分にかかわらず、どの窓口でもあらゆる障がい種別の方からの相談を受けます。

*B型については、専門職員が訪問・外来などで療育支援を行う「障がい児等療育支援事業」も併せて実施します。

門分野についての相談を実施。
希望日の1週間前までに予約制。
一般相談(面談・電話)▽
専任の保健師による不妊の悩み、治療費助成などの相談。
月曜～金曜午前8時45分～正午、午後1時～5時15分。
直接。
申込先:詳細不妊専門相談センター(中央区南3西11中央保

健康センター内)☎(511)4500、HP
障がい者の地域生活を支援
在宅の障がい者(児)およびその家族に対して、必要な情報提供や援助を総合的に行う、地域生活を支援します。
直接。実施事業所(左表)へ随時。
詳細 障がい福祉課☎(211)2

広告欄

936
児童の補装具費自己負担額の一部助成
障がいのある児童(満18歳未満)の保護者で市民税非課税世帯の方に対し、補装具費の支給を受けた際に負担する自己負担金について、所定の額を超えた金額を助成します(平成19年1月1日～21年3月31日申請分)。
詳細 区役所(1階)の保健福祉課
母子寡婦福祉センター
就業支援講習会
①介護事務▽
介護OA検定資格の取得を目指す。
1月9日～3月8日の火・木曜午後6時15分～8時45分。全18回。
¥3千円。
②ワード・エクセル2級▽
札幌ビジネスPC技能検定

2級資格の取得を目指す。
☎¥1月10日～3月16日の月・水・金曜午後6時15分～8時45分。全28回。4千円。
①②の対過去に受講していない母子家庭の母か寡婦(以前母子家庭の母であった方)で、①はエクセル3級取得者20人、②はワード・エクセル3級取得者20人。
①②の☎12月14日(木)～17日(日)に母子寡婦福祉センター(中央区大通西19社会福祉総合センター内)か、14日(木)、15日(金)に区役所の健康・子ども課へ直接。(抽選)
詳細 母子寡婦福祉センター☎(631)3270
夜間対応型訪問介護事業の事前相談
19年度に介護保険法に定める夜間対応型訪問介護の事業を計画している方は、12月22日(金)までにご相談ください。
詳細 介護保険課☎(211)29

72、HP
国民年金
保険料の免除の相談を▽
第1号被保険者(強制加入者)で所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な方には、申請により保険料の全額または一部が免除される制度が、また、20代の方には、申請により保険料を後払いにできる猶予制度があります。
希望する方は、お住まいの区の区役所年金係へご相談ください。
持参するもの 年金手帳か納付案内書、前年の所得額が確認できる源泉徴収票など、離職した方は離職票か雇用保険受給資格者証。
詳細 区役所(1階)の保険年金課年金係

